

ページ	部	章	節	新	旧
2	1	1	6	~また、計画策定から5年を経過した場合は、市防災会議において計画全体の見直しを実施する。 <u>さらに、市防災会議に対し、総合防災計画に地区防災計画を定めるよう提案があったときは、その必要性を判断し、その必要があると認めるときは、総合防災計画に地区防災計画を定める。</u>	~また、計画策定から5年を経過した場合は、市防災会議において計画全体の見直しを実施する。
5	1	2	2	表中、警視庁の「事務または業務の大綱」 4 <u>遺体の見分(検視)に関すること</u>	表中、警視庁の「事務または業務の大綱」 4 <u>死体の見分(検視)に関すること</u>
5	1	2	2	表中、東京消防庁の「事務または業務の大綱」 1 <u>火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること</u> 2 <u>救急及び救助に関すること</u> 3 <u>危険物等の処置に関すること</u> 4 <u>その他消防に関するもの</u>	表中、東京消防庁の「事務または業務の大綱」 1 <u>水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること</u> 2 <u>水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること</u> 3 <u>人命の救助及び救急に関すること</u> 4 <u>危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制指導に関すること</u> 5 <u>市民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事務所の自主防災体制の育成指導に関すること</u> 6 <u>応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に</u>
7	1	2	5	表中、JR東日本の「事務または業務の大綱」 1 <u>鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること</u>	表中、JR東日本の「事務または業務の大綱」 1 <u>鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること</u> 2 <u>災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること</u>
8	1	2	5	表中、「機関の名称」 <u>日本郵便</u>	表中、「機関の名称」 <u>郵便局</u>
11	1	3	2	表中 ア <u>家屋・工作物の耐震化、耐火化、耐風水化等の確保</u> イ <u>家具類の転倒・落下・移動防止</u>	表中 ア <u>家屋・工作物の耐震化、耐火化の確保</u> イ <u>家具の転倒防止等</u>
23	1	5	1	3. 国立市の被害想定 (1)地震動 <u>市内ほぼ全域で震度6強となる。(一部震度7)</u>	3. 国立市の被害想定 (1)地震動 <u>市全域で震度6強となる。</u>
23	1	5	1	3. 国立市の被害想定 (3)火災による焼失被害 <u>火災により3,143棟焼失することが想定されている(倒壊建物を含む)。</u>	3. 国立市の被害想定 (3)火災による焼失被害 <u>火災により3,143棟焼失することが想定されている。</u>

ページ	部	章	節	新	旧
24	1	5	1	3. 国立市の被害想定 (8)ライフライン ガス/供給停止率 供給停止件数と需要家件数より求める。 ブロック全域で60kineを超過し、確実に低圧ガスの供給停止を行う場合を想定する。	3. 国立市の被害想定 (8)ライフライン ガス/供給停止率 SI値分布により算出した供給停止件数が需要家件数より求める。 供給停止はブロック全域が60kineを超過した場合を対象とする。
25	1	5	1	表中、「エレベータ閉じ込め台数」の「18時、4M」 6	表中、「エレベータ閉じ込め台数」の「18時、4M」 4
30	1	5	3	表中、「大規模火災」 ～多数の者や要配慮者が利用する避難・消火活動に制約がある大規模施設～	表中、「大規模火災」 ～多数の者や災害時要配慮者が利用する避難・消火活動に制約がある大規模施設～
33	2	1	2	～また、避難行動要支援者避難支援事業を展開し、～	～また、災害時要配慮者避難支援事業を展開し、～
34	2	1	3	第1 地震災害 1. 被害量の増加 ～東京都が行った「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月)を～	第1 地震災害 1. 被害量の増加 ～東京都が行った「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年5月)を～
34	2	1	3	第1 地震災害 1. 被害量の増加 ～ともに震度6強と想定され～	第1 地震災害 1. 被害量の増加 ～ともに震度 強と想定され～
34	2	1	3	第1 地震災害 1. 被害量の増加 特に、火災に伴う焼失率は、立川断層帯地震で20.2%、多摩直下地震で10.4%と多摩26市の中でも最も高いクラスに位置している。	第1 地震災害 1. 被害量の増加 特に、火災に伴う焼失率は、立川断層帯地震で27.75%、多摩直下地震で14.33%といずれも多摩26市の中でも最も悪くなっている。
35	2	1	3	焼失率の図を修正。	
37	2	2		(2)家具類の転倒・落下・移動防止 家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率を現行の37%(*1)から60%にする。 高齢者、しょうがいしゃ世帯への転倒防止器具取り付け事業の促進 家具類の設置方法等の普及 天井等の落下防止対策の推進 (*1:第7回国立市市民意識調査結果より)	(2)家具類の転倒防止等 家具類の転倒対策の実施率を現行の37%(*1)から60%にする。 高齢者、しょうがいしゃ世帯への転倒防止器具取り付け事業の促進 家具類の設置方法等の普及 (*1:第7回国立市市民意識調査結果より)

ページ	部	章	節	新	旧
41	2	3	1	<p>【現状と課題】</p> <p>1 幹線道路等の整備 ～なお、国道20号線と東八道路とを結ぶ3・3・2号線は平成23年度に事業認可を受け、3・4・5号線の一部区間は平成25年度に事業認可を受けて事業実施中である。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>1 幹線道路等の整備 ～なお、国道20号線と東八道路とを結ぶ3・3・2号線は平成23年度に事業認可を受け、3・4・5号線の一部区間は平成25年度に事業認可を受けて事業実施中である。</p>
42	2	3	1	<p>【現状と課題】</p> <p>4 橋梁等の耐震化 都では緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震化を平成27年度に完了する予定である。 横断歩道橋は、市内に7箇所(国道3箇所、都道4箇所)設置されているが、市では管理していない。また、横断歩道橋は、地震よりも風による影響が大きく、地震に対する耐荷重よりも大きい荷重に耐えられるよう設計されているため、倒壊の可能性は低い。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>4 橋梁等の耐震化 横断歩道橋は、市内に7箇所(国道3箇所、都道4箇所)設置されているが、市では管理していない。</p>
42	2	3	1	<p>【施策の方向】</p> <p>1 災害時輸送道路の整備を推進する 市役所と谷保浄水所及び第三中学校を連絡する道路は、幅員が狭く車両の往来が難しいため、災害時の交通機能を2ルート確保する。また、市道の災害時輸送道路上にある橋については、災害時輸送道路の整備とともに安全性の向上を図る。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>1 災害時輸送道路の整備を推進する 市役所と谷保浄水所及び第三中学校を連絡する道路は、幅員が狭く車両の往来が難しいため、災害時の交通機能を2ルート確保する。</p>
43	2	3	1	<p>【施策の方向】</p> <p>4 橋梁・横断歩道橋の耐震化を推進する 削除</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>4 橋梁・横断歩道橋の耐震化を推進する 災害時輸送道路に架かる橋について優先的に耐震化を図る。 横断歩道橋の耐震診断及び耐震整備についてそれぞれ管理者に要請する。</p>
43	2	3	1	<p>【事業計画】</p> <p>「橋梁・横断歩道橋の耐震化」 削除</p>	
47	2	3	3	<p>【現状と課題】</p> <p>家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>備品の転倒防止・ガラスの飛散防止等</p>

ページ	部	章	節	新	旧
48	2	3	3	<p>【施策の方向】</p> <p>1. 施設更新時における防災機能強化 その他公共施設において検討すべき事項 ・災害対応業務や休憩場所として臨時に活用できる配置 ・自家発電設備や自立・分散型電源等の導入</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>1. 施設更新時における防災機能強化 その他公共施設において検討すべき事項 ・災害対応業務や休憩場所として臨時に活用できる配置や 自家発電等の設備の導入</p>
51	2	3	4	<p>【施策の方向】</p> <p>4 家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止対策等の推進 (1)市民意識の啓発 家具類転倒による人身への危険性及び長周期地震動の危険性を踏まえ、家具の固定やガラスの飛散防止対策等について広報紙、冊子、公共施設への展示を行うとともに、防災訓練等の機会を活用して市民意識の啓発を図る。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>4 家具の固定・ガラスの飛散防止対策等の推進 (1)市民意識の啓発 家具転倒等による人身への危険性を踏まえ、家具の固定やガラスの飛散防止対策等について広報紙、冊子、公共施設への展示を行うとともに、防災訓練等の機会を活用して市民意識の啓発を図る。</p>
51	2	3	4	<p>(2)家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止対策の推進</p>	<p>(2)家具の固定・ガラスの飛散防止施策の推進</p>
51	2	3	4	<p>(3)天井等の落下防止対策の推進 地震発生時に落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラス及び看板等の屋外広告物について、その危険性を周知するとともに、必要に応じて改善を図るよう啓発を行う。</p>	<p>左記のとおり追加</p>
51	2	3	4	<p>(4)感震ブレーカーの普及</p>	<p>(3)感震ブレーカーの普及</p>
51	2	3	4	<p>(5)住宅用防災機器の普及 各家庭からの出火防止や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器の普及を図る。</p>	<p>左記のとおり追加</p>
52	2	3	4	<p>【事業計画】</p> <p>事業名 家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止</p>	<p>【事業計画】</p> <p>事業名 家具の固定・ガラスの飛散防止等</p>

ページ	部	章	節	新	旧
54	2	3	5	<p>【現状と課題】 (4)急傾斜地 平成26年11月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害防止対策基本指針では都道府県は、おおむね5年程度で基礎調査を完了させることが目標とされた。東京都では、平成29年度末までに基礎調査を完了し、平成31年度末までに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定完了を目指している。上記の国立市内における急傾斜地も調査対象となり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定される可能性がある。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された場合、市は避難のためのハザードマップ作成が求められる。</p>	<p>【現状と課題】 (4)急傾斜地 平成27年1月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害防止対策基本指針では都道府県は、おおむね5年程度で基礎調査を完了させることが目標とされた。東京都では、平成29年度末までに基礎調査を完了し、平成31年度末までに土砂災害警戒区域の指定完了を目指している。上記の国立市内における急傾斜地も調査対象となり、土砂災害警戒区域に指定される可能性がある。土砂災害警戒区域に指定された場合、市は避難のためのハザードマップ作成が求められる。</p>
55	2	3	5	<p>【施策の方向】 2 急傾斜地の安全化 市内の危険箇所(2箇所)が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された場合は、ハザードマップの作成を含め、早急に市民への土砂災害に関する情報連絡体制及び避難体制の見直し等を行う。</p>	<p>【施策の方向】 2 急傾斜地の安全化 市内の危険箇所(2箇所)が土砂災害警戒区域に指定された場合は、ハザードマップの作成を含め、早急に市民への土砂災害に関する情報連絡体制及び避難体制の見直し等を行う。</p>
57	2	3	6	<p>【施策の方向】 1 市内河川、水路の集中豪雨等への備え 近年、計画雨量を超えるような集中豪雨の発生頻度が増していることから、関係機関等へ必要な整備を要請する。</p>	<p>【施策の方向】 1 市内河川、水路の集中豪雨等への備え 近年、計画雨量を超えるような集中豪雨の発生頻度が増していることから、関係機関等へ必要な整備を要請するとともに、本市が管理する河川・用水について整備を促進する。</p>
57	2	3	6	<p>【施策の方向】 3 要配慮者施設における避難計画等の作成支援 市は、多摩川浸水想定区域内に立地する要配慮者施設について、施設管理者が、災害時の避難計画を作成し、避難訓練できるよう支援する。また、防災行政無線の戸別受信機の設置を検討する。</p>	<p>【施策の方向】 3 災害時要配慮者施設における避難計画等の作成支援 市は、多摩川浸水想定区域内に立地する災害時要配慮者施設について、施設管理者が、災害時の避難計画を作成し、避難訓練できるよう支援する。また、防災行政無線の戸別受信機の設置を検討する。</p>

ページ	部	章	節	新	旧
57	2	3	6	<p>【施策の方向】表中 要配慮者施設とは 主に要配慮者が利用する施設。具体例は次のとおり。 1. 病院、診療所または助産所 留意点：診療所には歯科、眼科等も含まれている。 2. 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、 救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び 児童厚生施設を除く)、障害者支援施設 3. 幼稚園及び特別支援学校</p>	<p>【施策の方向】表中 災害時要配慮者施設とは 主に要配慮者が利用する施設。具体例は次のとおり。 1. 病院、診療所または助産所 留意点：診療所には歯科、眼科等も含まれている。 2. 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、 救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び 児童厚生施設を除く)、<u>身体しょうがいしゃ更生援護施設</u> (<u>身体しょうがいしゃを収容するものに限る</u>)、<u>知的しょうがい</u> <u>しゃ援護施設または精神しょうがいしゃ社会復帰施設</u> 3. 幼稚園、盲学校、聾学校または養護学校</p>
58	2	3	6	<p>【事業計画】 「避難勧告等の発令及び情報伝達体制の整備」の事業内容 内閣府「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラ</u> <u>イン</u>」(平成27年8月)を踏まえ、風水害における避難勧告等 の発令及びその情報伝達に関する手順等を確立する。</p>	<p>【事業計画】 「避難勧告等の発令及び情報伝達体制の整備」の事業内容 風水害における避難勧告等の発令及びその情報伝達に 関する手順等を確立する。</p>
59	2	3	7	<p>四角囲み 「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災 会議 平成24年4月)では、多摩直下地震や立川断層帯地 震に伴い、市内の建物が300棟以上全壊し、建物の焼失 率は多摩26市の中でも高い方に位置している。</p>	<p>四角囲み 「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都 平 成24年5月)では、多摩直下地震や立川断層帯地震に伴 い、市内の建物が300棟以上全壊し、建物の焼失率は多 摩26市の中で最も高くなること。</p>
59	2	3	7	<p>【現状と課題】 大地震時の建物倒壊を防止し、火災の延焼防止を図る 等市街地の安全性を向上するため、地域の自治会や自主 防災組織等と連携して建築物の耐震耐火化、家具類の転 倒・落下・移動防止、狭隘道路の整備、通りの緑化等を推進 することが必要である。</p>	<p>【現状と課題】 大地震時の建物倒壊を防止し、火災の延焼防止を図る 等市街地の安全性を向上するため、地域の自治会や自主 防災組織等と連携して建築物の耐震耐火化、家具の転倒 防止、狭隘道路の整備、通りの緑化等を推進することが必 要である。</p>
60	2	3	7	<p>【施策の方向】 1 市街地の安全化対策の推進 地域住民等の防災意識を啓発しブロック塀等重量塀の フェンス・生垣化、家屋の耐震不燃化、家具類の転倒・落 下・移動防止、狭隘道路の拡幅や隅切り整備等の改善を図 る。</p>	<p>【施策の方向】 1 市街地の安全化対策の推進 地域住民等の防災意識を啓発しブロック塀等重量塀の フェンス・生垣化、家屋の耐震不燃化、家具等の落下・転倒 防止、狭隘道路の拡幅や隅切り整備等の改善を図る。</p>

ページ	部	章	節	新	旧
60	2	3	7	<p>【施策の方向】</p> <p>4 高層住宅の防災対策の推進 高層住宅における自主防災組織を育成し、地震時の家具類の転倒・落下・移動防止、出入口ドアの歪みによる閉塞時の対応、～</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>4 高層住宅の防災対策の推進 高層住宅における自主防災組織を育成し、地震時の家具等の転倒防止、出入口ドアの歪みによる閉塞時の対応、～</p>
61	2	3	7	<p>【事業計画】</p> <p>「市街地の安全化対策の推進」 地域の防災課題の把握・意識啓発。家屋の耐震化・不燃化、ブロック塀等のフェンス・生垣化、家具類の転倒・落下・移動防止、狹隘道路の改善等を図る。</p>	<p>【事業計画】</p> <p>「市街地の安全化対策の推進」 地域の防災課題の把握・意識啓発。家屋の耐震化・不燃化、ブロック塀等のフェンス・生垣化、家具等の落下・転倒防止、狹隘道路の改善等を図る。</p>
63	2	4	1	<p>【施策の方向】</p> <p>1 地域防災活動の強化 事業所は、自衛消防訓練の機会をとらえ、活動技能を向上させるとともに事業所防災計画の策定の徹底を図る。 また、市・消防機関及び各種団体等が作成する防災に関する広報パンフレットの活用、防災研修会等への参加などを通じて従業員等の地域防災活動への意識向上を図るとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、地域での共助関係を構築し、災害対応能力の向上を図る。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>1 地域防災活動の強化 事業所は、市・消防機関及び各種団体等が作成する防災に関する広報パンフレットの活用、防災研修会等への参加などを通じて従業員等の地域防災活動への意識向上を図るとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、地域での共助関係を構築し、災害対応能力の向上を図る。</p>
63	2	4	1	<p>【施策の方向】</p> <p>2 自主防災組織の結成と活動の強化 自主防災組織の活動を強化し、地域環境の安全点検、家具類の転倒・落下・移動防止、ブロック塀の安全化、商店等の看板の落下防止等についての普及啓発活動を推進する。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>2 自主防災組織の結成と活動の強化 自主防災組織の活動を強化し、地域環境の安全点検、家具等の転倒防止、ブロック塀の安全化、商店等の看板の落下防止等についての普及啓発活動を推進する。</p>
64	2	4	1	<p>【施策の方向】</p> <p>3 地区防災計画の策定 資料2 - 7 地区防災計画作成ガイドライン(案)</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>3 地区防災計画の策定 資料2 - 6 地区防災計画作成ガイドライン(案)</p>

ページ	部	章	節	新	旧
69	2	4	3	<p>【施策の方向】</p> <p>1 訓練プログラムの作成と実施 訓練プログラムは、市民(健常者、児童・生徒、要配慮者)、事業者・団体、防災関係機関、市職員(幹部職員、一般職員)、災害ボランティア等の対象と訓練目的を明確にして作成する。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>1 訓練プログラムの作成と実施 訓練プログラムは、市民(健常者、要配慮者)、事業者・団体、防災関係機関、市職員(幹部職員、一般職員)、災害ボランティア等の対象と訓練目的を明確にして作成する。</p>
70	2	4	3	<p>【施策の方向】</p> <p>市民・事業所と協力する訓練(例) 「防災意識の啓発」の内容 避難所宿泊訓練、わが街発見ワークショップ、子供を対象とした防災訓練(例:総合防災教育、イザ!カエルキャラバン)、その他</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>市民・事業所と協力する訓練(例) 「防災意識の啓発」の内容 避難所宿泊訓練、わが街発見ワークショップ、子供を対象とした防災訓練(例:イザ!カエルキャラバン)、その他</p>
72	2	4	4	<p>四角囲み 高齢者やしょうがい者</p>	<p>四角囲み 高齢者やしょうがいしゃ</p>
72	2	4	4	<p>【現状と課題】</p> <p>表を削除し、次のとおり追加 「*1要配慮者*2避難行動要支援者:P11「要配慮者と避難行動要支援者とは」を参照。」</p>	
72	2	4	4	<p>【施策の方向】</p> <p>1 避難行動要支援者避難支援事業の促進</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>1 災害時要配慮者避難支援事業の促進</p>
75	2	4	4	<p>【事業計画】</p> <p>事業名「避難行動要支援者避難支援事業の促進」</p>	<p>【事業計画】</p> <p>事業名「災害時要配慮者避難支援事業の促進」</p>
78	2	4	5	<p>【施策の方向】</p> <p>1 災害時の活動体制の強化 事業所・商店会は、東京都震災対策条例第10条に基づき「事業所防災計画」を策定し、災害時には保有する資機材の活用、避難者への飲料水、炊き出し等の提供、帰宅困難者の待機場所への誘導等を実施し、市民や買い物客等への応急対策を支援する。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>1 災害時の活動体制の強化 事業所・商店会は、災害時には保有する資機材の活用、避難者への飲料水、炊き出し等の提供、帰宅困難者の待機場所への誘導等を実施し、市民や買い物客等への応急対策を支援する。</p>

ページ	部	章	節	新	旧
81	2	5	1	<p>【現状と課題】</p> <p>3 情報収集・提供体制</p> <p>(2) 情報提供、広報</p> <p>要配慮者(特に聴覚しょうがい者・視覚しょうがい者・外国人)に対する多様な情報提供が必要であり、各団体等との調整を踏まえて検討する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>DISへ入力する避難勧告等の情報は、Lアラートにより放送事業者、新聞社、通信事業者などを通じてテレビやインターネットなどで市民へ伝達される。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>3 情報収集・提供体制</p> <p>(2) 情報提供、広報</p> <p>災害時要配慮者(特に聴覚しょうがいしゃ・視覚しょうがいしゃ・外国人)に対する多様な情報提供が必要であり、各団体等との調整を踏まえて検討する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
83	2	5	1	<p>【施策の方向】</p> <p>4 広報体制の整備</p> <p>聴覚しょうがい者・視覚しょうがい者・外国人に配慮した広報手段の整備について関係団体等と検討する。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>4 広報体制の整備</p> <p>聴覚しょうがいしゃ・視覚しょうがいしゃ・外国人に配慮した広報手段の整備について関係団体等と検討する。</p>
85	2	5	2	<p>四角囲み</p> <p>～ 首都直下地震の被害想定では、立川断層帯地震(M7.4)が18時、風速8mの条件で発生した場合、～</p>	<p>四角囲み</p> <p>～ 首都直下地震の被害想定では、立川断層帯地震(M7.4)が18時、風速6mの条件で発生した場合、～</p>
85	2	5	2	<p>【現状と課題】</p> <p>(1) 災害時の救急・救護体制</p> <p>市では、災害発生時には(一社)国立市医師会との活動協定に基づき救護班の派遣を要請し、保健センター及び避難所の救護所において救護活動を実施することとしている。また、重症者は、東京都災害拠点病院、中等症者は、国立市内の救急告示医療機関の後方医療施設へ搬送することとしている。同機関への搬送が困難な場合は、災害拠点連携病院へ搬送することとしている。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>(1) 災害時の救急・救護体制</p> <p>市では、災害発生時には(社)国立市医師会との活動協定に基づき救護班の派遣を要請し、保健センター及び避難所の救護所において救護活動を実施することとしている。また、重傷者は、東京都災害拠点病院、中等症者は、救急告示医療機関の後方医療施設へ搬送することとしている。</p>
85	2	5	2	<p>【現状と課題】</p> <p>(1) 災害時の救急・救護体制</p> <p>～ 北多摩北部二次保健医療圏の災害拠点病院は、</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>(1) 災害時の救急・救護体制</p> <p>～ 北多摩北部二次医療圏の災害拠点病院は、～</p>
86	2	5	2	<p>【現状と課題】</p> <p>(3) 医薬品の備蓄</p> <p>～ 有効期限の切れた医療用具については更新している。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>(3) 医薬品の備蓄</p> <p>～ 有効期限の切れた医療用具については廃棄している。</p>

ページ	部	章	節	新	旧
86	2	5	2	<p>【施策の方向】</p> <p>2 災害時医薬品の確保 平常時から個人が常時服用している薬の名前が記録されている、お薬手帳を所持するよう周知徹底する。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>2 災害時医薬品の確保 平常時から個人が常時服用している医薬品の処方箋について、コピーを所持するよう周知徹底する。</p>
87	2	5	2	<p>【施策の方向】</p> <p>4 医療救護活動に関する訓練の企画・実施 医療救護活動は、市のみならず、国立市医師会、国立市歯科医師会、国立市薬剤師会及び東京都柔道接骨師会多摩中央支部など多くの機関が連携して活動することが予想される。そのため、各機関が共通認識を持ち、円滑な連携を図ることができるよう医療救護活動に関する合同訓練を企画・実施する。</p>	左記のとおり追加
87	2	5	2	<p>【施策の方向】</p> <p>5 搬送体制の確保 地域における搬送体制の確保のため、タクシー事業者や福祉事業者などと協定を締結し、平常時に送迎用として使用している車両などを災害時には負傷者の搬送ができるよう検討する。</p>	左記のとおり追加
87	2	5	2	<p>【施策の方向】</p> <p>6 救急・救命のための人材育成と知識普及</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>4 救急・救命のための人材育成と知識普及</p>
88	2	5	3	<p>【現状と課題】</p> <p>1 避難者数の想定 表中、「風速8m/s」</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>1 避難者数の想定 表中、「風速8m」</p>
88	2	5	3	<p>【現状と課題】</p> <p>3 指定避難所等の現状 ~なお、高齢者やしょうがい者の福祉避難所として、~</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>3 指定避難所等の現状 ~なお、高齢者やしょうがいしゃの福祉避難所として、~</p>
89	2	5	3	<p>【現状と課題】</p> <p>表「指定避難所等の状況」中、福祉避難所「しょうがい者施設」 「指定避難所での生活が難しい要配慮者が利用する施設。災害時に高齢者やしょうがい者等の緊急一時受入について市と協定を締結している。」</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>表「指定避難所等の状況」中、福祉避難所「しょうがいしゃ施設」 「災害時に高齢者やしょうがいしゃ等の緊急一時受入について市と協定を締結している。」</p>

ページ	部	章	節	新	旧
90	2	5	3	【施策の方向】 4 避難所候補施設の運営 ～高齢者やしょうがい者等指定避難所への避難が困難な～	【施策の方向】 4 避難所候補施設の運営 ～高齢者やしょうがいしゃ等指定避難所への避難が困難な～
90	2	5	3	【施策の方向】 5 福祉避難所の確保 ～高齢者施設やしょうがい者施設等～	【施策の方向】 5 福祉避難所の確保 ～高齢者施設やしょうがいしゃ施設等～
92	2	5	3	【事業計画】 「指定避難所等の確保」の事業内容 ～また、避難者数、女性、しょうがい者等を～	【事業計画】 「指定避難所等の確保」の事業内容 ～また、避難者数、女性、しょうがいしゃ等を～
93	2	5	4	四角囲み 災害時には、電気・上下水道・ガスといったライフラインが～	四角囲み 災害時には、電気・水道・ガスといったライフラインが～
93	2	5	4	【現状と課題】 1 飲料水について (1) 施設の耐震化状況 ～配水池については、耐震診断を順次実施しており、谷保浄水所は平成27年度に実施しており、～耐震継手化率が約28%(平成26年3月末現在)となっており、～	【現状と課題】 1 飲料水について (1) 施設の耐震化状況 ～配水池については、耐震診断を順次実施しており、谷保浄水所は平成27年度に実施される予定で、～耐震継手化率が約25%(平成24年3月末現在)となっており、～
93	2	5	4	【現状と課題】 1 飲料水について (2) 災害時の応急給水 浄水所(配水池)における給水 イ 浄水所の管理は都水道局が行っており、～	【現状と課題】 1 飲料水について (2) 災害時の応急給水 浄水所(配水池)における給水 イ 飲料水の搬送にあたっては、市が保有する給水タンク及び都が保有し市が管理する給水タンク(それぞれ容量1トン)をトラックに積み込むことにより即席の給水車として活用することができるが、災害時におけるトラック等搬送手段の確保が課題である。また、給水タンク内の洗浄方法については検討されておらず、訓練も実施していない。 ウ 浄水所の管理は都水道局が行っており、～

ページ	部	章	節	新	旧
95	2	5	4	<p>【施策の方向】</p> <p>1 備蓄に関する市民・事業所・市の基本的な考え方 事業所(企業・個人商店・学校等)は、その事業所防災計画に基づき施設利用者や従業員、周辺住民に対し十分な飲料水、食料の確保、必要な備品等を3日分備えるよう努める。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>1 備蓄に関する市民・事業所・市の基本的な考え方 事業所(企業・個人商店・学校等)は、その社会的責任に基づき施設利用者や従業員、周辺住民に対し十分な飲料水、食料の確保、必要な備品等を備えるよう努める。</p>
99	2	5	5	<p>【現状と課題】</p> <p>2 し尿処理 ～施設の耐震化を進めている。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>2 し尿処理 ～施設の耐震化を進めている。</p>
100	2	5	5	<p>【施策の方向】</p> <p>1 災害時におけるごみ・がれき処理体制の整備 ～立川断層帯地震(M7.4、18時、風速8m)時の～</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>1 災害時におけるごみ・がれき処理体制の整備 ～立川断層帯地震(M7.4、18時、風速6m)時の～</p>
100	2	5	5	<p>【施策の方向】</p> <p>3 広域連携体制の整備 2) 東京都下水道局流域下水道本部との覚書により水再生センターへのし尿搬入が可能となっており、～</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>3 広域連携体制の整備 2) 東京都下水道局との覚書により水再生センターし尿搬入が可能となっており、～</p>
102	2	5	6	<p>【現状と課題】</p> <p>1 帰宅困難者の推計 ～約1万8千人の帰宅困難者が～</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>1 帰宅困難者の推計 ～約18千人の帰宅困難者が～</p>
103	2	5	6	<p>【施策の方向】</p> <p>2 従業員等の安全確保 各事業所は、事業所防災計画を策定し、大地震時等に</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>2 従業員等の安全確保 各事業所は、大地震時等に～</p>
105	2	5	7	<p>【現状と課題】</p> <p>2 市民、事業所等 市では、東京都獣医師会多摩西支部の協力を得て、防災訓練の機会にペットの飼い主に対して、同行避難やマイクロチップの埋め込みなどの周知を行っている。</p>	<p>左記のとおり追加</p>
106	2	5	7	<p>【施策の方向】</p> <p>2 市民や事業所等における防災意識の向上 資料2 - 6 地震から命を守る「7つの問いかけ」</p>	<p>左記のとおり追加</p>

ページ	部	章	節	新	旧
106	2	5	7	<p>【施策の方向】</p> <p>2 市民や事業所等における防災意識の向上 ペットの飼い主に対して、防災訓練や市HPなどで同行避難をはじめとする災害時の対応やマイクロチップなどの事前対策を周知する。また、避難所での飼育ルールについても広報する。</p>	左記のとおり追加
106	2	5	7	<p>【施策の方向】</p> <p>3 学校、保育所等職員の防災意識の向上 ~ 学童保育所等は、消防計画に定める自衛消防訓練を年1回以上実施するとともに、消防署と連携して総合防災教育を推進する。また、救急救命講習会や地域の防災訓練、防災体験施設を活用した体験学習を実施し、~</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>3 学校、保育所等職員の防災意識の向上 ~ 学童保育所等は、救急救命講習会や防災訓練、防災体験施設を活用した体験学習を実施し、~</p>
107	2	5	7	<p>【事業計画】</p> <p>「学校、保育所等の職員の意識向上」事業内容 日常から学校・保育所職員の防災意識の向上を図るため、防災意識啓発活動を実施する。また、消防署と連携して総合防災教育を推進する。</p>	<p>【事業計画】</p> <p>「学校、保育所等の職員の意識向上」事業内容 日常から学校・保育所職員の防災意識の向上を図るため、防災意識啓発活動を実施する。</p>
111	3	1	1	<p>第3 災害対策本部の設置</p> <p>5 市本部の開設 (2)市本部の設置の通知 ~また、通知の際は、必要に応じて市本部との連絡調整を行う市本部連絡員の派遣を要請する。ただし、連絡員の派遣要請は、相手方が派遣可能な場合のみとし、連絡員の派遣が不可能な場合は連絡手段を確保する。</p>	<p>第3 災害対策本部の設置</p> <p>5 市本部の開設 (2)市本部の設置の通知 ~また、通知の際は、必要に応じて市本部との連絡調整を行う市本部連絡員の派遣を要請する。</p>
111	3	1	1	<p>第3 災害対策本部の設置</p> <p>5 市本部の開設 (2)市本部の設置の通知 {通知先} (一社)東京都トラック協会</p>	<p>第3 災害対策本部の設置</p> <p>5 市本部の開設 (2)市本部の設置の通知 {通知先} (社)東京都トラック協会</p>
132	3	1	4	<p>第1 行政管理部</p> <p>6 応援要請及び派遣職員等の受け入れ (1)都・市町村への応援要請 災害時相互応援協定締結先 「秋田県北秋田市」を追加</p>	

ページ	部	章	節	新	旧
137	3	1	4	第1 行政管理部 8. 避難準備、避難勧告または指示、警戒区域の指定 (1)避難準備、避難勧告または指示 表中、「避難準備」の「根拠法等」の欄、 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月)で示された区分	第1 行政管理部 8. 避難準備、避難勧告または指示、警戒区域の指定 (1)避難準備、避難勧告または指示 表中、「避難準備」の「根拠法等」の欄、 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月)で示された区分
138	3	1	4	第1 行政管理部 8. 避難準備、避難勧告または指示、警戒区域の指定 (5)危険物等に対する避難勧告及び指示 次に掲げる事態において、避難勧告及び指示を行う。 石油類危険物取扱施設で危険物の流出、火災、爆発等のおそれがある場合 火薬類保管施設等が危険な状態になった場合 毒物、劇物、有害化学物質等を保有する事業所等が危険な状態になった場合 高圧ガス貯蔵施設等が被害を受け、塩素ガス等の有毒ガス等が漏えいした場合 放射線施設の破壊等に伴い放射能物質が漏えいした場合 危険物等輸送車両の事故等により、施設から流出等が生じた場合 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合 危険動物逸走時	左記のとおり追加
139	3	1	4	第1 行政管理部 9. 避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達、避難誘導 (3)要配慮者への対応 表中、 聴覚しょうがい者 視覚しょうがい者	第1部 行政管理部 9. 避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達、避難誘導 (3)要配慮者への対応 表中、 聴覚しょうがいしゃ 視覚しょうがいしゃ
139	3	1	4	第1 行政管理部 9. 避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達、避難誘導 (4)危険地域における避難誘導 ～伝達を行うとともに、警察官、消防団、自治会及び自主防災組織等の協力により、～	第1部 行政管理部 9. 避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達、避難誘導 (4)危険地域における避難誘導 ～伝達を行うとともに、警察官、消防吏員、消防団、自治会及び自主防災組織等の協力により、～

ページ	部	章	節	新	旧
141	3	1	4	第1 行政管理部 11. 車両等の確保 (1) 車両及び燃料の確保等 【通知先一覧】表中 一般社団法人東京都トラック協会多摩支部(協定先)	第1部 行政管理部 11. 車両等の確保 (1) 車両及び燃料の確保等 【通知先一覧】表中 社団法人東京都トラック協会多摩支部(協定先)
143	3	1	4	第1 行政管理部 15. 応急仮設住宅の募集・選定(市民課) (1) 応急仮設住宅の入居者の募集・選定 応急仮設住宅の入居者の募集・選定は、都が策定する募集計画、選定基準により市民課が行う。 (2) 帳票の整備 市民課は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。	第1部 行政管理部 15. 応急仮設住宅及び一時提供住宅の募集・選定(市民課) (1) 応急仮設住宅の入居者の募集・選定 応急仮設住宅の入居者の募集・選定は、都が策定する募集計画、選定基準により市民課が行う。 (2) 一時提供住宅入居者の募集・選定 一時提供住宅の入居者の募集・選定は、都が策定する一時提供住宅の募集計画、選定基準により市民課が行う。 (3) 帳票の整備
146	3	1	4	第2 政策経営部 2. 報道機関の対応 (2) 広報活動 要配慮者への対応 表中、 聴覚しょうがい者、視覚しょうがい者に配慮した～	第2 政策経営部 2. 報道機関の対応 (2) 広報活動 要配慮者への対応 表中、 聴覚しょうがいしゃ、視覚しょうがいしゃに配慮した～
149	3	1	4	第2 政策経営部 3. 災害救助法の適用 (3) 救助の実施 災害救助の実施者 ～市長は、都知事の補助者または委託による執行者として救助を行う。	第2 政策経営部 3. 災害救助法の適用 (3) 救助の実施 災害救助の実施者 ～市長は、都知事の補助または委託による執行として救助を行う。

ページ	部	章	節	新	旧
149	3	1	4	第2 政策経営部 3. 災害救助法の適用 (4) 救助の種類 ア 避難所及び応急仮設住宅の供与 (略) オ 被災者の救出 カ 被災した住宅の応急修理 (略)	第2 政策経営部 3. 災害救助法の適用 (4) 救助の種類 ア 避難所の設置、応急仮設住宅の供与 (略) オ 災害にかかった者の救出 カ 災害にかかった住宅の応急修理 (略)
152	3	1	4	第3 健康福祉部 1. 医療救護活動 (1) 発災直後の活動 活動体制 ウ 連絡調整 国立市を含む二次保健医療圏の拠点病院は～	第3 健康福祉部 1. 医療救護活動 (1) 発災直後の活動 活動体制 ウ 連絡調整 国立市を含む二次医療圏の拠点病院は～
154	3	1	4	第3 健康福祉部 1. 医療救護活動 (2) 医薬品等の確保 【災害薬事コーディネーターの業務】 災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。 医薬品等の管理に関する調整業務: 救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。 薬剤師班に関する調整業務: 薬剤師班の差配、支援要請等。 薬事関係者の調整業務: 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者の調整等。	左記のとおり追加

ページ	部	章	節	新	旧
154	3	1	4	<p>第3 健康福祉部 1. 医療救護活動 (3)負傷者の搬送手段と搬送先 重症者 国立市災害医療コーディネーターと東京都地域災害医療コーディネーターとの間で行われる連絡調整に基づき、市の車両、タクシーのほか協定事業者や民間患者等搬送事業者への要請により搬送する。上記搬送手段では搬送できない場合は、東京都福祉保健局へ搬送依頼する。なお、東京消防庁は可能な範囲で医療機関の搬送に協力する。</p> <p>中等症者 国立さくら病院での受け入れが可能であれば、市の車両、タクシーのほか、協定事業者や民間患者等搬送事業者への要請により同病院に搬送する。上記搬送手段では搬送できない場合は、東京都福祉保健局へ搬送依頼する。なお、東京消防庁は可能な範囲で医療機関の搬送に協力する。同病院での搬送が困難な場合は、災害拠点連携病院に搬送する。</p> <p>軽症者 各人が医療救護所に向かう。</p>	<p>第3 健康福祉部 1. 医療救護活動 (3)負傷者の搬送手段と搬送先 重症者・中等症者 国立市災害医療コーディネーターと東京都地域災害医療コーディネーターとの間で行われる連絡調整に基づき、救急車による災害拠点病院等への搬送を、立川消防署に要請する。</p> <p>中等症者 国立さくら病院での受け入れが可能であれば、市の車両、タクシーのほか、都への救急隊の派遣要請や民間患者等搬送事業者への要請により同病院に搬送する。同病院での搬送が困難な場合は、災害拠点病院に搬送する。</p> <p>軽傷者 各人が医療救護所に向かう。</p>
155	3	1	4	<p>第3 健康福祉部 1. 医療救護活動 (5)特殊医療の対応 在宅難病患者への対応 在宅難病患者は、災害時には要配慮者として～</p>	<p>第3 健康福祉部 1. 医療救護活動 (5)特殊医療の対応 在宅難病患者への対応 在宅難病患者は、災害時には要援護者として～</p>
155	3	1	4	<p>第3 健康福祉部 2. 要配慮者の支援 (1)発災直後 避難支援協議会を設立した地域においては、～ 避難支援協議会が未設置の地域においては、～</p>	<p>第3 健康福祉部 2. 要配慮者の支援 (1)発災直後 避難行動要支援者の避難行動支援委員会を設立した地域においては、～ 避難行動支援委員会が未設置の地域においては、～</p>

ページ	部	章	節	新	旧
156	3	1	4	<p>第3 健康福祉部 2. 要配慮者の支援 (4)福祉避難所への移送 在宅又は避難所での生活が困難な者は、健康福祉部が受け入れ可能な福祉避難所と調整し、移送先を決定する。</p>	<p>第3 健康福祉部 2. 要配慮者の支援 (4)福祉避難所への移送 在宅又は避難所での生活が困難な者は、健康福祉部が受け入れ可能な福祉避難所と調整し、移送先を決定する。なお、市内の協定施設及び公共施設で受け入れが困難な場合は、民間宿泊施設や東京都を通じて他市町村社会福祉施設へ受け入れを要請する。</p>
156	3	1	4	<p>第3 健康福祉部 2. 要配慮者の支援 (5)福祉避難所が不足した場合の対応 市内の協定施設及び公共施設で受け入れが困難な場合は次のとおり対応する。 民間宿泊施設や東京都を通じて他市町村社会福祉施設及び都立施設へ受け入れを要請する。 都知事(福祉保健局)に要請し、他縣市等に受け入れを依頼する。なお、他縣市等から受け入れ依頼があった場合は協力する。 (6)社会福祉施設等における生活救援物資等の供給 (7)在宅している要配慮者の応急支援</p>	<p>第3 健康福祉部 2. 要配慮者の支援 (5)社会福祉施設等における生活救援物資等の供給 (6)在宅している要配慮者の応急支援</p>
157	3	1	4	<p>第3 健康福祉部 2. 要配慮者の支援 (8)避難行動要支援者名簿の活用 災害時における要配慮者支援には、平常時において作成する避難行動要支援者名簿により安否確認や必要とする支援を迅速に判断して支援を行う。災害時においては、事前に外部機関への情報開示に対する本人の同意が得られていなくとも、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、救助や支援を行う外部機関へ情報提供を行う。ただし、避難行動要支援者名簿に掲載されていない要配慮者についても支援から漏れがないよう留意すること。また、避難後の要配慮者に対する生活支援も行う。</p>	<p>第3 健康福祉部 2. 要配慮者の支援 (7)避難行動要支援者名簿の活用 災害時における要配慮者支援には、平常時において作成する避難行動要支援者名簿により安否確認や必要とする支援を迅速に判断して支援を行う。災害時においては、事前に外部機関への情報開示に対する本人の同意が得られていなくとも、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、救助や支援を行う外部機関へ情報提供を行う。ただし、避難行動要支援者名簿はあくまでも避難行動に対して支援を必要とする者の名簿であるため、避難生活において配慮が必要な者の漏れがないよう留意すること。</p>

ページ	部	章	節	新	旧
157	3	1	4	第3 健康福祉部 3. 巡回ケア・広報・相談窓口の設置 (3) 応急仮設住宅におけるケア対策 ~ 関係各課及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者が入居する ~	第3 健康福祉部 3. 巡回ケア・広報・相談窓口の設置 (3) 応急仮設住宅におけるケア対策 ~ 関係各課及び関係機関・団体等の協力を得て、災害時 要配慮者が入居する ~
158	3	1	4	第3 健康福祉部 4. ボランティアの支援 (4) 登録ボランティアの受入 東京都防災ボランティア 「防災(語学)ボランティア」 「生活文化局」	第3 健康福祉部 4. ボランティアの支援 (4) 登録ボランティアの受入 東京都防災ボランティア 「語学ボランティア」 「生活文化スポーツ局」
159	3	1	4	第3 健康福祉部 4. ボランティアの支援 (4) 登録ボランティアの受入 交通規制支援ボランティア 1 <u>大震災の発生時に警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置を行う活動</u> 2 <u>平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動</u> 3 <u>その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動</u>	左記のとおり追加

ページ	部	章	節	新	旧
159	3	1	4	<p>第3 健康福祉部</p> <p>4. ボランティアの支援</p> <p>(4)登録ボランティアの受入 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>活動内容 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した部署へ自主的に参集し、消防活動への支援を行う。</p> <p>1 応急救護活動 2 消火活動の支援 3 救助活動の支援 4 災害情報収集活動、消防設備等の応急措置支援 5 参集受付後、チーム編成等の消防署内での活動 6 その他、必要な支援活動</p>	<p>第3 健康福祉部</p> <p>4. ボランティアの支援</p> <p>(4)登録ボランティアの受入 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>活動内容 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防活動への支援を行う。</p> <p>1 応急救護活動 2 消火活動 3 救助活動 4 災害情報収集活動、消防設備等の応急措置</p>
164	3	1	4	<p>第3 健康福祉部</p> <p>8. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給</p> <p>(1)災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 表中、「支給額」</p> <p>(2)災害障害見舞金 しょうがい者となった者1人につき主たる生計者の場合 250万円(対象となるしょうがい者の程度は、～</p>	<p>第3 健康福祉部</p> <p>8. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給</p> <p>(1)災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 表中、「支給額」</p> <p>(2)災害障害見舞金 しょうがいしゃとなった者1人につき主たる生計者の場合 250万円(対象となるしょうがいしゃの程度は、～</p>
167	3	1	4	<p>第4 子ども家庭部</p> <p>1. 保育園、幼稚園の初動対応</p> <p>(2)園児、施設の安全確保 避難誘導 ～園外への避難が必要な場合は、可能なら、児童青少年課、自主防災組織、～</p>	<p>第4 子ども家庭部</p> <p>1. 保育園、幼稚園の初動対応</p> <p>(2)園児、施設の安全確保 避難誘導 ～園外への避難が必要な場合は、児童青少年課、自主防災組織、～</p>
175	3	1	4	<p>第5 生活環境部</p> <p>9. ペット対策</p> <p>(2)避難所でのペット対策 ペット飼育者に対してケージ、首輪、引き綱、餌等の準備を呼びかける。</p>	<p>第5 生活環境部</p> <p>9. ペット対策</p> <p>(2)避難所でのペット対策 ペット管理者に対してケージ、首輪、引き綱、餌等の準備を呼びかける。</p>

ページ	部	章	節	新	旧
179	3	1	4	第6 都市整備部・まちづくり推進本部 5. 被災住宅の応急修理 (3) 応急修理の方法 修理 都が一般社団法人東京建設業協会のあっ旋する～	第6 都市整備部・まちづくり推進本部 5. 被災住宅の応急修理 (3) 応急修理の方法 修理 都が社団法人東京都建設業協会のあっ旋する～
180	3	1	4	第6 都市整備部・まちづくり推進本部 6. 応急仮設住宅の確保 (1) 入居資格 住家が全焼、全壊または流出したもの	第6 都市整備部・まちづくり推進本部 6. 応急仮設住宅の確保 (1) 入居資格 住家が全焼、全壊または流出したもの
180	3	1	4	第6 都市整備部・まちづくり推進本部 6. 応急仮設住宅の確保 (4) 応急仮設住宅の建設 ～高齢者、しょうがい者等に配慮した～	第6 都市整備部・まちづくり推進本部 6. 応急仮設住宅の確保 (4) 応急仮設住宅の建設 ～高齢者、しょうがいしゃ等に配慮した～
181	3	1	4	第6 都市整備部・まちづくり推進本部 6. 応急仮設住宅の確保 (7) その他の応急仮設住宅の供給 公的住宅の供給 都市計画課は、独立行政法人都市再生機構、東京都、東京都住宅供給公社に空き家の提供を受け被災者に供給する。また、市内住宅が確保できない場合は、都を通じて他市町村に空き家の提供を要請する。 民間賃貸住宅の供給 都市計画課は、都が関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を借上げ等により被災者に提供することは協力する。 (8) 入居者に対する防火安全対策 都市計画課は、市民課、防災安全課と協力し、消防署と連携して応急仮設住宅の防火安全対策の徹底を図る。	左記のとおり追加
181	3	1	4	削除	第6 都市整備部・まちづくり推進本部 7. 一時提供住宅 (1) 入居資格 (2) 実施機関 公的住宅の供給 民間賃貸住宅の供給

ページ	部	章	節	新	旧
182	3	1	4	第7 教育委員会 1. 小・中学校の初動対応 (1) 学校の対応 児童・生徒等の安全確保 イ 避難誘導 ~このとき、可能なら、教育委員会、~	第7 教育委員会 1. 小・中学校の初動対応 (1) 学校の対応 児童・生徒等の安全確保 イ 避難誘導 ~このとき、教育委員会、~
189	3	1	4	第7 教育委員会 7. 帰宅困難者への対応 (5) 帰宅困難者等の臨時輸送(立川バス、京王バス) 立川バス株式会社、京王バス株式会社の各事業者は、 ~	第7 教育委員会 7. 帰宅困難者への対応 (5) 帰宅困難者等の臨時輸送(JR東日本、立川バス、京王バス) JR東日本、立川バス株式会社、京王バス株式会社の各事業者は、~
189	3	1	4	第7 教育委員会 8. 応急給水の実施 (2) 給水活動 給水拠点の設置 ~都水道局が行う。ただし、分画化が完了している給水拠点では、水道局職員の到着を待たずに市職員又は指定従事者が応急給水活動を行う。なお、国立中浄水所、谷保浄水所ともに分画化は完了している。	第7 教育委員会 8. 応急給水の実施 (2) 給水活動 給水拠点の設置 ~都水道局が行う。都水道局により施設の開錠ができないときは、覚書に基づき、市職員又は指定従事者が行う。
190	3	1	4	第7 教育委員会 8. 応急給水の実施 (4) 都水道局との協力 浄水所における給水活動を行うにあたり、浄水所施設の開錠や給水準備に関して水道局職員と協力する。なお、分画化が完了している給水拠点では、水道局職員の到着を待たずに市等が応急給水活動を行うことができる。	第7 教育委員会 8. 応急給水の実施 (4) 都水道局との協力 浄水所における給水活動を行うにあたり、浄水所施設の開錠や給水準備に関して水道局職員と協力する。

ページ	部	章	節	新	旧
196	3	1	4	<p>第9 特命事項</p> <p>2.り災証明書の調査・発行</p> <p>(1)り災証明書発行計画の作成</p> <p>り災証明書発行に関する計画</p> <p>り災証明書発行に関する計画には、次の事項を検討し記載すること。</p> <p>発行期間、発行場所及びレイアウト</p> <p>職員体制(応援職員の配置を含む)</p> <p>発行手順の詳細</p> <p>必要な物品の確保 発行に関する事前周知</p> <p>住民基本台帳の復旧・活用及び家屋台帳との連携</p> <p>発行場所における再調査及び被災者支援窓口の設置</p> <p>の事前調整(被災者支援体制は政策経営課)</p> <p>消防署との連携</p>	<p>第9 特命事項</p> <p>2.り災証明書の調査・発行</p> <p>(1)り災証明書発行計画の作成</p> <p>り災証明書発行に関する計画</p> <p>り災証明書発行に関する計画には、次の事項を検討し記載すること。</p> <p>発行期間、発行場所及びレイアウト</p> <p>職員体制(応援職員の配置を含む)</p> <p>発行手順の詳細</p> <p>必要な物品の確保 発行に関する事前周知</p> <p>住民基本台帳の復旧・活用及び家屋台帳との連携</p> <p>発行場所における再調査及び被災者支援窓口の設置</p> <p>の事前調整(被災者支援体制は政策経営課)</p>
196	3	1	4	<p>第9 特命事項</p> <p>2.り災証明書の調査・発行</p> <p>(2)住家被害認定調査</p> <p>判定基準</p> <p>全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、全焼、半焼、部分焼、ぼや</p>	<p>第9 特命事項</p> <p>2.り災証明書の調査・発行</p> <p>(2)住家被害認定調査</p> <p>判定基準</p> <p>流失、床上浸水、床下浸水、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、全焼、半焼、部分焼</p>
197	3	1	4	<p>第9 特命事項</p> <p>2.り災証明書の調査・発行</p> <p>(4)り災証明書発行(1か月以内)、再調査の受付、被災者支援窓口の設置</p> <p>総則</p> <p>～再調査の要望へ応えるため、消防署に協議し、発行を行う会場への消防署員の派遣を要請する。</p>	<p>第9 特命事項</p> <p>2.り災証明書の調査・発行</p> <p>(4)り災証明書発行(1か月以内)、再調査の受付、被災者支援窓口の設置</p> <p>総則</p> <p>～再調査の要望へ応えるため、発行を行う会場への消防署員の派遣を要請する。</p>

ページ	部	章	節	新	旧
199	3	1	4	<p>第9 特命事項</p> <p>2.り災証明書の調査・発行</p> <p>(5)被災者支援の実施(各種給付、減免等)</p> <p>警察署、消防署、ライフライン等防災関係機関</p> <p>イ 消防署</p> <p>消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、<u>消防に関する相談、説明、案内にあたる。</u></p>	<p>第9 特命事項</p> <p>2.り災証明書の調査・発行</p> <p>(5)被災者支援の実施(各種給付、減免等)</p> <p>警察署、消防署、ライフライン等防災関係機関</p> <p>イ 消防署</p> <p>消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、<u>各種相談、説明、案内にあたる。</u></p>
210	3	1	5	<p>第2 消防署(東京消防庁)</p> <p>1. 消防活動</p> <p>消防署に署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時には署隊本部が機能を強力に発揮して震災消防活動体制を確立する。<u>また、震災活動能力の向上を図るため震災消防活動訓練を実施するとともに、年1回全庁的に総合震災消防訓練を実施する。</u></p>	<p>第2 消防署(東京消防庁)</p> <p>1. 消防活動</p> <p>消防署に署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。<u>また、発災時には署隊本部が機能を強力に発揮して震災消防活動体制を確立する。</u></p>
210	3	1	5	<p>第2 消防署(東京消防庁)</p> <p>1. 消防活動</p> <p>情報収集</p> <p>地震被害予測システム、119番通報、延焼シミュレーション等の活用</p> <p>消防活動の基本方針(震災非常配備態勢時)</p>	<p>第2 消防署(東京消防庁)</p> <p>1. 消防活動</p> <p>情報収集</p> <p>地震被害予測システム、119番通報、<u>消防ヘリコプターによる情報収集、延焼シミュレーション等の活用</u></p> <p>消防活動の基本方針</p>

ページ	部	章	節	新	旧
211	3	1	5	<p>第2 消防署(東京消防庁) 2. 救助・救急活動 (1)活動体制 活動体制 表中、「活動内容」 救助・救急活動は、救助隊、救急隊が連携し救助救急資機材を活用し、組織的な人命救助を行う。 救助活動にあたっては、<u>医療救護所設置までの間、消防署に仮救護所設置するとともに、必要により、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、救急資機材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</u> 傷病者の搬送は、<u>被災現場から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、東京都福祉保健局及び市災害対策本部と連携し、搬送する。</u> <u>多数傷病者が発生した現場では、東京DMATと連携し、被災現場へ出場し活動する。また、現場救護所では東京DMATを指揮下におき、救命措置等の医療救護活動を行う。</u></p>	<p>第2 消防署(東京消防庁) 2. 救助・救急活動 (1)活動体制 活動体制 表中、「活動内容」 救助・救急活動は、<u>特別救助隊、救急隊が連携し救助救急資機材を活用し、組織的な人命救助を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象には消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の効果的な投入を図るよう警防本部に要請し、迅速な救助活動を実施する。</u> 救助活動にあたっては、消防署に仮救護所設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、救急資機材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 傷病者の搬送は、<u>救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</u></p>
211	3	1	5	<p>第2 消防署(東京消防庁) 3. 危険物等の応急措置による危険防止 消防署は、<u>危険物施設等に事業所防災計画の作成指導等に関する事業所指導を徹底し、出火防止や流出防止対策の推進を図る。また、危険物輸送車両等にはイエローカードの車両積載の徹底を図り、事故発生時は活用の推進を図る。</u></p>	<p>第2 消防署(東京消防庁) 3. 危険物等の応急措置による危険防止</p>

ページ	部	章	節	新	旧
214	3	1	5	第2 消防署(東京消防庁) 3. 危険物等の応急措置による危険防止 (6)核燃料物質輸送車両等の応急対策 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な処置を実施 (7)危険動物逸走時の応急対策	第2 消防署(東京消防庁) 3. 危険物等の応急措置による危険防止 (6)危険動物逸走時の応急対策
215	3	1	5	第2 消防署(東京消防庁) 7. 7.り災証明書の発行に対する協力等 (3)市民からの相談窓口の開設 ~ 指導を行うとともに、消防に関する相談(火災の予防、危険物施設の機能回復)、~	第2 消防署(東京消防庁) 7. 7.り災証明書の発行に対する協力等 (3)市民からの相談窓口の開設 ~ 指導を行うとともに、各種相談、~
218	3	1	5	第3 ライフライン関係機関 2. 東京都水道局(水道施設) (4)飲料水の供給 給水拠点での応急給水 近隣市の応急給水拠点 立川栄町浄水所(立川市栄町5-38-5) 国分寺北町第二浄水所(国分寺市北町4-1-5) 府中武蔵台浄水所(府中市武蔵台2-7)	第3 ライフライン関係機関 2. 東京都水道局(水道施設) (4)飲料水の供給 給水拠点での応急給水 近隣市の応急給水拠点 立川栄町浄水所(立川市栄町5-38-5) 国分寺北町第二浄水所(国分寺市北町4-1-5)
219	3	1	5	第3 ライフライン関係機関 2. 東京都水道局(水道施設) (4)飲料水の供給 医療施設等への車両による応急給水 医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、~	第3 ライフライン関係機関 2. 東京都水道局(水道施設) (4)飲料水の供給 医療施設等への車両による応急給水 医療機関及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、~
220	3	1	5	第3 ライフライン関係機関 4. 東京ガス(ガス施設) (1)初動対応 活動体制 東京ガスは、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。	第3 ライフライン関係機関 4. 東京ガス(ガス施設) (1)初動対応 活動体制 東京ガスは、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事各導管業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

ページ	部	章	節	新	旧
221	3	1	5	第3 ライフライン関係機関 4.東京ガス(ガス施設) (1)初動対応 車両の確保 緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。	第3 ライフライン関係機関 4.東京ガス(ガス施設) (1)初動対応 車両の確保 緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。
222	3	1	5	第3 ライフライン関係機関 5.LPガス取扱い事業者(ガス施設) ～必要に応じて、都は一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立に～	第3 ライフライン関係機関 5.LPガス取扱い事業者(ガス施設) ～必要に応じて、都は社団法人東京都エルピーガス協会の点検体制の確立に～
231	3	2	2	第1 行政管理部 1.情報連絡 (1)気象情報 表に次の項目を追加 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表時に、現在の降雨が災害の発生につながるような、まれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表する	左記のとおり追加
233	3	2	2	第1 行政管理部 1.情報連絡 (2)河川に関する情報 多摩川洪水予報伝達系統図 防災安全課(水防担当課へ連絡)	第1 行政管理部 1.情報連絡 (2)河川に関する情報 多摩川洪水予報伝達系統図 防災安全課
235	3	2	2	第1 行政管理部 1.情報連絡 (2)河川に関する情報 水防警戒発表基準水位 避難判断水位 はん濫危険水位(特別警戒水位)	第1 行政管理部 1.情報連絡 (2)河川に関する情報 水防警戒発表基準水位 避難判断水位(特別警戒水位) はん濫危険水位
235	3	2	2	第1 行政管理部 1.情報連絡 (2)河川に関する情報 水防警報伝達系統図 防災安全課(水防担当課へ連絡)	第1 行政管理部 1.情報連絡 (2)河川に関する情報 水防警報伝達系統図 防災安全課

ページ	部	章	節	新	旧
235	3	2	2	第1 行政管理部 1. 情報連絡 (3) 土砂災害警戒情報 都が実施した～	第1 行政管理部 1. 情報連絡 (3) 土砂災害警戒情報 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という)」に基づき、都が実施した～
235	3	2	2	第1 行政管理部 1. 情報連絡 (3) 土砂災害警戒情報 「土砂災害警戒情報伝達系統図」を追加	
235	3	2	2	第1 行政管理部 1. 情報連絡 (4) 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報 市は、気象庁から東京地方に竜巻注意情報等が発表された場合、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応について市民への周知・啓発等に努める。 また、気象庁から全国瞬時警報システム(J-ALERT)により送信されている竜巻注意情報について、状況に応じて防災メールや防災行政無線等により市民に周知する。 竜巻等突風災害に係る市民対応の周知 周囲の空の状況に注意を払う。 大粒の雨、雷、積乱雲が確認された場合は、頑丈な建物に避難する。 早めの避難を心がける。	左記のとおり追加
236	3	2	2	第1 行政管理部 2. 避難準備、避難勧告または指示 (2) 避難準備、避難勧告または指示の発令 【三類型の避難勧告等一覧】 表中、「避難準備」 ・要配慮者等の避難行動～	第1 行政管理部 2. 避難準備、避難勧告または指示 (2) 避難準備、避難勧告または指示の発令 【三類型の避難勧告等一覧】 表中、「避難準備」 ・要配慮者の避難行動～

ページ	部	章	節	新	旧
237	3	2	2	第1 行政管理部 2. 避難準備、避難勧告または指示 (5)避難所開設等の報告 ～東京都へ報告するとともに、関係機関へ連絡する。	第1 行政管理部 2. 避難準備、避難勧告または指示 (5)避難所開設等の報告 ～東京都へ報告する。
238	3	2	2	第2 生活環境部、都市整備部・まちづくり推進本部 多摩川及び危険が予想される場所等の巡視、必要に応じて管理者への通報	第2 生活環境部、都市整備部・まちづくり推進本部 危険が予想される場所の巡回
238	3	2	2	第2 生活環境部、都市整備部・まちづくり推進本部 【国立市内の多摩川重要水防箇所】を追加	
248	3	3	5	～市民生活の安心・安全を図る活動を行う。 また、放射線等使用施設及び核燃料物質輸送車両に事故が起きた際は本計画を準用する。 なお、～	～市民生活の安心・安全を図る活動を行う。 なお、～
257	4	5		第1 住宅の復興対策 イ 応急的住宅取得への支援 ・被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給	第1 住宅の復興対策 イ 応急的住宅取得への支援 ・被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給、 <u>公的・民間住宅</u> 等一時提供住宅の供給
260	4	7		被災者総合相談所で予想される相談内容 健康福祉部 しょうがい者相談	被災者総合相談所で予想される相談内容 健康福祉部 しょうがいしゃ相談
264	5	3	1	「東海地震に関連する情報伝達系統図」を更新	
266	5	4	1	第1 市の活動体制 2. 本部の設置等 (1)市本部の設置場所は、市役所1階臨時事務室とする。 (2)本部を設置した時には、直ちに警察署、消防署等の関係機関に連絡する。	第1 市の活動体制 2. 本部の設置 市本部の設置場所は、市役所1階臨時事務室とする。
270	5	4	2	第2 政策経営部 1. 広報項目 イ 家具類の転倒・落下・移動防止、出火防止、非常持出品の確認、近隣の協力体制等	第2 政策経営部 1. 広報項目 イ 家具の転倒防止等、出火防止、非常持出品の確認、近隣の協力体制等
272	5	4	3	第4 各部、各機関の応急措置 ライフライン施設対策 ガス 工事等の中断	第4 各部、各機関の応急措置 ライフライン施設対策 ガス 施設の保安措置

ページ	部	章	節	新	旧
273	5	5	1	第1 平常時 3 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図る。	第1 平常時 3 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図る。
274	5	5	1	第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで 4 家具類の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。	第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで 4 テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
276	5	5	3	第1 平常時 1 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成 地震防災応急計画の作成義務のある事業所にあっても、消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成	第1 平常時 1 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成 地震防災応急計画の作成義務のある事業所にあっても、消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成
277	5	5	3	第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで 3 ~高齢者やしょうがい者等の安全に留意する。	第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで 3 ~高齢者やしょうがいしゃ等の安全に留意する。

ページ	資料番号	新	旧
26	資料3-7	(一社)東京都LPガス協会北多摩西部支部国立部会	東京都LPガス協会北多摩西部支部国立部会
26	資料3-7	東京都下水道局流域下水道本部 し尿の受入	東京都下水道局流域下水道本部 し尿の搬入及び受入
38	資料3-15	(株)NTT東日本 立川市錦町4-12-6 NTT錦町別館ビル2F	(株)NTT東日本 府中市八幡町1-1 NTT府中ビル
93	資料1	国立市総合防災計画策定・修正経過 今回の修正の経過を追加	